

空き家空き店舗を活用しませんか？

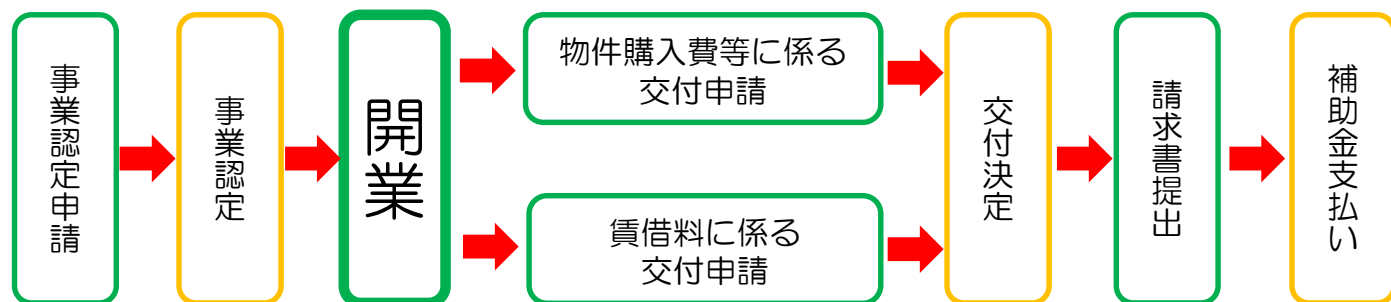


かほく市では空き家等の活用を促進し地域の活性化を図るため、空き家等に出店する個人または法人に対し**最大360万円**の補助金を交付します。

1. 対象者 ※下記の全てを満たす方が対象です

- 『飲食店』 『雑貨店』 『飲食料品小売業』 『持ち帰り・配達飲食サービス業』
『理容業』 『美容業』 『エステティック業』 『リラクゼーション業』
『ネイルサービス業』 を営むもの
- 週5日以上営業するもの
- 開業後3年以上継続して営業するもの
- 認定申請をした日から6ヶ月以内に開業するもの
- かほく市商工会に加盟するもの
- 市税等を滞納していないもの
- 風俗営業でないもの

2. 申請方法 ※詳細は別紙をご参照ください



3. 補助対象経費

- 賃借料
- 物件購入費
- 設備導入費
- 物件改装工事費
- 広告費

4. 補助率及び補助金の上限額

- 補助率・・・2分の1
- 賃借料・・・30万円（開業した月から12ヶ月分）
- 物件購入費・・・150万円
- 設備導入費・・・50万円
- 物件改装工事費・・・100万円（市内建築業者施工で20万円上乗せ）
- 広告費・・・10万円

※※開業時に45歳以下の方又は女性の方には更に30万円を上乗せします※※

制度の詳細につきましては、かほく市役所企画振興課までお問い合わせください。
TEL：076-283-1112 FAX：076-283-4242 E-Mail：kikaku@city.kahoku.lg.jp